

平成22年8月31日
地域活性化統合事務局

平成23年度予算概算要求主要事項

「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、21の国家戦略プロジェクトとして位置づけられた「総合特区制度」の創設及び「環境未来都市」の推進に必要な予算を要求する。

1. 「総合特区制度」の創設

823億円

自立的な取組に基づく地域の活性化、社会経済的課題の解決及びわが国全体の成長戦略の観点から「総合特区制度」を創設し、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を一体として実施。

- ・総合特区推進調整費
- ・総合特区支援利子補給金

2. 「環境未来都市」構想の推進

27億円

未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」の実現に向けた取組を推進。

(参考)

行政事業レビューにおいて、「廃止を含め抜本的な見直しを行う」との評価結果が出されたことを踏まえ、地域再生基盤強化交付金は廃止する。

平成23年度税制改正要望主要事項

「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に基づき、21の国家戦略プロジェクトとして位置づけられた、「総合特区制度」の創設及び「環境未来都市」構想の推進に必要な税制改正を要望する。

1. 「総合特区制度」制度の創設

- (1) 国際戦略総合特区における税制上の特例措置（新規）
 - ・ 投資税額控除・特別償却制度の創設
 - ・ 事業の課税所得控除制度の創設
 - ・ 研究開発に係る特例措置の創設

- (2) 国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区における税制上の特例措置（新規）
 - ・ 地域戦略推進を担う事業者に対する出資についての所得控除制度の創設
 - ・ 公益的な事業の用に供する不動産登記に係る登録免許税の減免

2. 「環境未来都市」構想の推進

- ・ 環境未来都市整備地域における税制上の特例措置（新規）

総合特区制度について

地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する「総合特区制度」を創設する。

制度のポイント

○地域戦略として、各事業の実施責任主体と推進体制の明確化と、国の支援のみに依存しない創意工夫が大前提

○地域特性等に応じた2つのパターンの総合特区を想定

①国際戦略総合特区（仮称）

- ・我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域
- ・行政（国・自治体等）の政策措置、民間の経営資源等を特定地域に集約し、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大
- ・我が国経済の成長エンジンとなる産業、外資系企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成

②地域活性化総合特区（仮称）

- ・全国で展開
- ・地域の知恵と工夫を最大限活かし、地域の自給力と創富力を高めることにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る

○行政（国・自治体等）のみならず、民間（企業・NPO等）も参画する実施主体により総合的に推進するとともに、「新しい公共」との連携強化を図る

制度の骨子

○基本方針の策定・公表

- ・全閣僚で構成する地域活性化本部（仮称）において案を作成の上、閣議決定

○計画の作成

- ・地域の戦略、取組や事業の内容及び実施主体、必要な規制の特例措置等を記載

○計画の認定

- ・国際戦略総合特区（仮称）：当該地域でなければならぬ必然性、取組の熟度、わが国全体への貢献度合い等に基づき、地域を限定して認定
- ・地域活性化総合特区（仮称）：取組の熟度、持続可能で自立した地域の発展への寄与度等に基づき、認定

○総合特区に関する計画の認定申請に併せて、地域の戦略の実現に必要な規制の特例措置等の提案を行うことができるよう措置

○本部に推進・協議の場を設定し、政治的リーダーシップの下で迅速かつ実質的な調整等を実施し、当該検討結果を反映した所要の措置（規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置の創設等）を講ずる